当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　（略）

②　基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③　基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　（略）

イ　特異率が１未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④　（略）

⑤　基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶　（略）

５　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２－７　まいわし対馬暖流系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　1,089千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　454千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値　65千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）　⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　（略）

②　基準日の属する月　日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③　基準日の属する月の翌月　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　（略）

イ　特異率が１未満の場合　当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④　（略）

⑤　基準日の翌日から45日間　日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶　（略）

５　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２－７　まいわし対馬暖流系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　1,093千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　465千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

（新設）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。